

旭北町地区計画

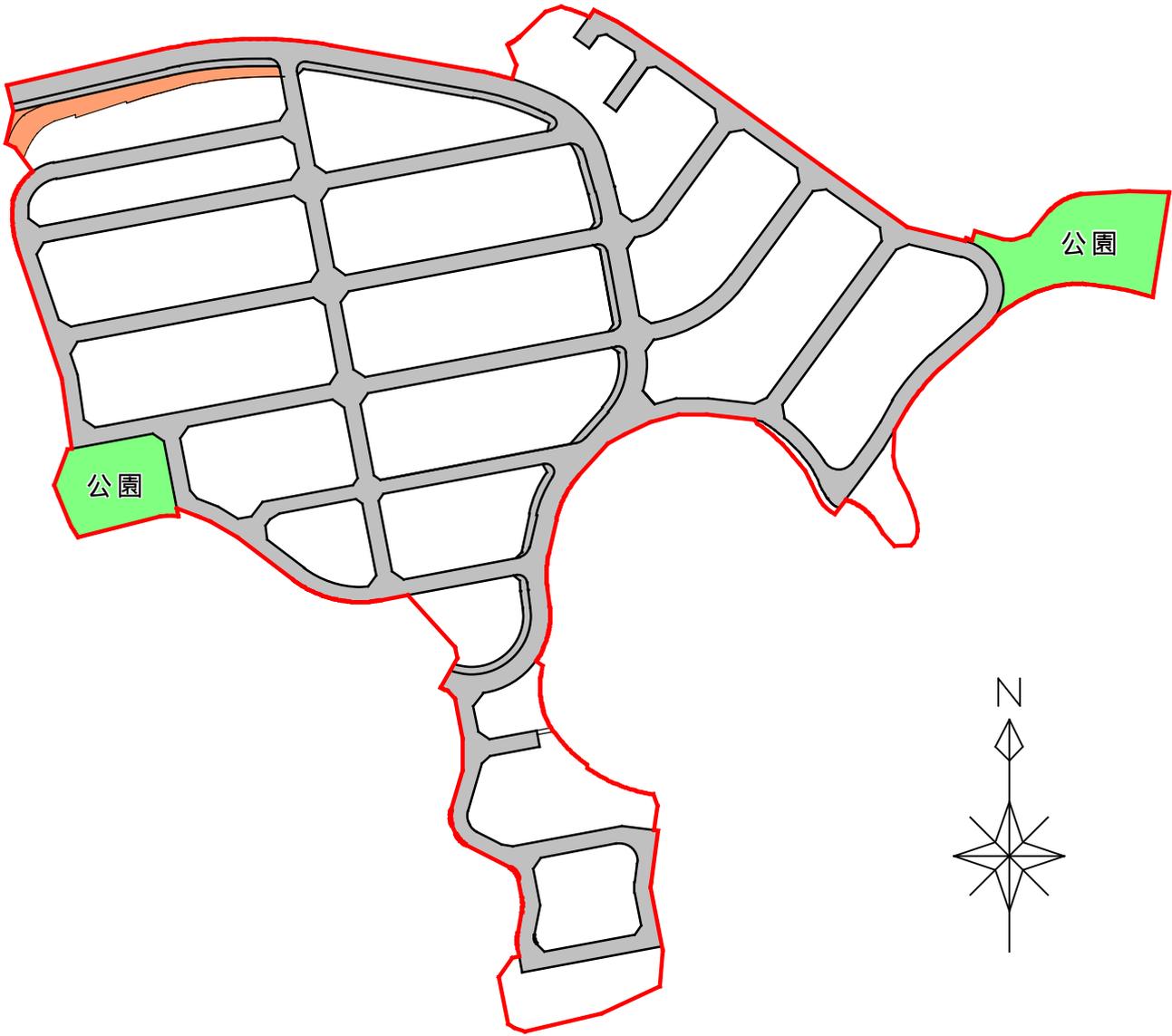
(平成25年1月1日告示第6号)

名称	旭北町地区計画	
位置	高知市口細山字三ツ石，口細山字堂ガナロ，口細山字口細山 福井町字北市ヶ坪の各一部	
面積	約6.3ha	
地区計画の目標	本地区は，高知市の北西部に位置しており，市内中心部より3kmほどの利便性のよい地区である。本地区の西には，旭グリーンヒルズ地区が広がり，全体的に南側が傾斜した丘陵地で周辺の緑豊かな自然に囲まれた環境的にも恵まれた地区である。 このような条件を生かして地区計画を策定し，建築行為等について，用途の混在や敷地の細分化等を防止し，良好な住環境の形成と保全を図ることを目標とする。	
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	本地区における土地利用は，低層による閑静な住宅地を主体とし，周辺と調和した良好な環境の形成を図る。
	地区施設の整備の方針	本地区は，宅地開発により，道路，公園，上水道などの基盤整備が進められており，今後ともその機能や環境が損なわれないように維持及び保全を図る。
	建築物等の整備の方針	1 良好な住環境の形成及び保全を図るため，次に掲げる事項について必要な基準を定める。 (1) 建築物等の用途の制限 (2) 敷地面積の最低限度 (3) 壁面の位置の制限 (4) 建築物等の高さの最高限度 (5) 容積率の最高限度 (6) 建築物等の形態，意匠の制限 (7) かき又はさくの構造の制限 2 良好な敷地の形成及び保全のため，敷地地盤等について次のとおりとする。 (1) 周辺の環境を損なわないように敷地地盤高の変更は行わない (2) 周辺の環境を損なわないように敷地境界法面の利用は行わない (3) 盛土で仕上げた法面(区域図に表示した範囲)の関係者は，その維持管理を行い，周辺との調和にも配慮する

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外は建築することができない。 (1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第130条の3で定めるもの (3) 長屋住宅(住宅戸数3戸以上は除く。) (4) 近隣住民を対象とした公民館、集会所 (5) 保育所 (6) 診療所(患者の収容施設を有するものを除く。) (7) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4で定める公益上必要な建築物 (8) 当該地区内の宅地建物等の販売を目的とした店舗で床面積の合計が75㎡以内のもの (9) 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5で定めるもの及び畜舎を除く。)
		敷地面積の最低限度	150㎡ (長屋住宅の用途に供する建築物については200㎡)
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱面から敷地境界線までの距離(以下「外壁の後退距離」という。)は1m以上とする。ただし、法面を有する擁壁部については、外壁の後退距離は1m以上とし、かつ、敷地境界線の擁壁上部の外周線(擁壁上部に法面を有するものにあつては上部の法肩)から0.5m以上とする。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) 附属建築物等において軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内のもの (2) 出窓で床面から上方に60cm以上で、かつ、その張り出し部分が45cm以下のもの (3) 玄関ポーチの柱、屋根及び軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が30㎡以内の自動車庫の柱、屋根 (4) 地階となる建築物の部分で現地盤面から1.2m以下の部分 (5) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下のもの
		建築の最高高度	10m
		各部分の最高高度	建築基準法(昭和25年法律第201号)第56条及び第56条の2の規定による(都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条に規定する第一種低層住居専用地域の例による。)
		容積率の最高限度	100%
		建築物等の形態、意匠の制限	建築物等の外観、意匠等は、次に掲げるものとする。 (1) 建築物の色彩の範囲はマンセル表色系において次のとおりとする。 ア R、Y R系の色相を使用する場合は彩度6以下 イ Y系の色相を使用する場合は彩度4以下 ウ その他の色相を使用する場合は彩度2以下 (2) 屋外広告物は、次のとおりとする。 ア 地色は、けばけばしい色彩を避け、周辺の景観との調和に配慮すること イ 自家用に表示設置するものに限る ウ 屋外広告物の表示面積(2個以上あるときはその合計)は1㎡
かき又はさくの構造の制限	かき又はさくの構造は、以下に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものとする。ただし、幅の合計が3m以下であり、かつ、いずれの幅も2m以下の門柱についてはこの限りではない。 (1) 道路境界面に設けるかき又はさくは、次の各号に掲げる構造とする。 ア 生け垣 イ 地盤面からの高さが1.2m以下の透視可能なフェンス(金属柵及び木製柵を含む) ウ 地盤面からの高さが1.2m以下のブロック塀及び石積等これらに類するもの。ただし、この場合は、道路に面して幅0.6m以上の植栽帯を設けるものに限る。 エ ア～ウを併せたもの (2) 隣地境界面に設けるかき又はさくは高さ1.2m以下とする。		

区域は計画図表示のとおり

旭北町地区計画



この図は概略図ですので、詳細については
都市計画課までお問い合わせ下さい。

凡 例	
	地区計画区域
	道 路 (地区施設)
	公 園 (地区施設)
	盛土で仕上げた法面